

確定申告 Q & A

- Q.** 年末調整をしている会社員ですが、副収入があります。申告は必要ですか？
A. 給与所得以外の所得が一定額以上ある場合は必要です。(所得税の場合)住民税は少額でも申告が必要です。
- Q.** 医療費控除等を受けたい場合は申告が必要ですか？
A. 申告が必要です。
- Q.** 会社を退職したのですが、申告は必要でしょうか？
A. 申告が必要です。また、収支状況が変わった方などは申告が必要となる場合があります。不明な場合は、財政課税務グループでご確認ください。
- Q.** 税務署へ確定申告をしたのですが、町の申告会場でも申告した方がいいですか？
A. 『所得税の確定申告』した方は、申告内容が町に提供されるため町へ『町・道民税の申告』の必要はありません。
- Q.** 収入が無い場合、申告は必要ないのでしょうか？
A. 収入がない場合でも国保に加入している場合や福祉・公営住宅・助成等の制度において所得情報が必要な場合は、期間内に申告してください。

▼入力画面 (農業者の申告 入力画面の一例)

画面案内に従って進み、下の図のように【入力する】を選択することで入力画面が表示されます。必要な項目を入力し、申告書を作成してください。

所得の種類	入力・訂正内容確認
総合課税の所得	
事業所得 (営業・農業)	入力する
不動産所得	入力する
利子所得	入力する
配当所得	入力する
給与所得	入力する
雑所得	公的年金等 入力する
	その他 入力する
総合譲渡所得	入力する
一時所得	入力する
合計	※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。

例 青色申告決算書又は収支内訳書から次の項目を入力してください。当てはまる項目への入力終了したら、入力内容を確認の上、画面下の「入力終了 (次へ) >」ボタンをクリックしてください。

青色申告決算書・収支内訳書は、「事業所得」の入力を選択した画面左下の「決算書・収支内訳書作成コーナー」へボタンから作成することができます。

※ 青色申告の方は、決算書の所得金額 (青色申告特別控除後) を入力してください。

種類	収入金額	所得金額 (※)
営業等	円	円
農業	円	円

○ 被災事業用資産の損失がある方
 営業等と農業の所得金額の合計が赤字の場合で、被災事業用資産の損失がある方は「被災事業用資産の損失を入力する」ボタンをクリックして、被災事業用資産に関する事項を入力してください。なお、税額計算等の結果、翌年以後繰り越す金額がない場合があります。

※ 源泉徴収されている収入金額 (給与及び雑所得に係るものを除く。) がある場合は、支払調書等を基に次の項目を入力してください。
 「左の内、未納付の源泉徴収税額」欄は、支払調書の交付を受けている方で、源泉徴収税額欄が二段書きで表示されている場合のみ、上段の額を入力してください。

種目	(全角 5文字以内)	収入金額	源泉徴収税額	左の内、未納付の源泉徴収税額
	報酬などの支払者の氏名・名称 (全角 28文字以内)			
	所得の生ずる場所 (全角 28文字以内)			
種目:		円	円	円
名称:				
場所:				
種目:				
名称:				
場所:				

・通常の申告書作成とほぼ同じ内容です。
 ・キーボード入力のため手書きより簡単です。
 ・作成された内容は一時保存することができ、修正も容易です。
 ・合計額は自動計算されます。

このように、必要事項を入力することで、自動で申告書等が作成されますので、印刷して最寄りの税務署に郵送または提出することとなります。

※該当する地区以外での申告を希望される方は、前日までにご連絡願います。
 ※期間内に申告できなかった方は、財政課税務グループまでご相談ください。

3月					
4日	7日	8日	9日	10日	11日
金	月	火	水	木	金
新村 向浜	北村 内郷	上ノ国	中央区 中崎	大留	大留
役場2階 研修室	役場2階 研修室	役場2階 研修室	役場2階 研修室	役場2階 研修室	役場2階 研修室
9:30 14:00	9:30 14:00	9:30 14:00	9:30 14:00	9:30 14:00	9:30 14:00

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 平成27年分の所得計算に必要な帳簿・書類等
- ③ 給与源泉徴収票
- ④ 生命保険料・損害保険料等の支払証明書
- ⑤ 支払った医療費の領収書

※医療費の領収書には
 【個人ごと】【各医療機関ごと】に仕分けし、
 計算してからお持ちください。

